別記様式第２号の１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　要　専　任

**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日

　（契約担当職員）様

受注者 住所

氏名

　（工事名　　　　　　　　　　）の施工に関し、主任技術者（監理技術者）として専任で配置する（配置技術者氏名）は、経営業務の管理責任者又は専任技術者のいずれでもありません。

　また、配置技術者は次の１から10の要件（以下「配置要件」という。）を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

１　他の工事（本件工事に関して建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事を除く。）の監理技術者として配置していないこと

２　他の工事（本件工事に関して建設業法施行令（以下「施行令」という。）第27条第２項が適用される工事を除く。）について技術者又は現場代理人として配置していないこと

３　本件工事に係る下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合、監理技術者として専任で配置できること（本件工事に関して建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事を除く。）

４　建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の監理技術者として配置していないこと

５　建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事にあっては、それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置できること

６　建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事にあっては、監理技術者として管理する工事の施工箇所が、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が10㎞程度であること

７　建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事にあっては、監理技術者が、施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立会等の職務を適正に遂行すること

８　建設業法第26条第３項ただし書きが適用される工事にあっては、監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡がとれる体制であること

９　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者又は現場代理人として配置していないこと

10　施行令第27条第２項が適用される工事にあっては、技術者又は現場代理人として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が10㎞程度であること

なお、配置予定技術者及びその他の状況は次のとおりです。

１　（配置技術者氏名）が現在上記５に係る技術者又は現場代理人として担当している工事

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者名 | 工事名（工事箇所） | 請負金額  (単位:万円) | 配置役職 | 工　期 |
|  |  |  |  |  |

　２　本件工事の施工に関する下請負契約の見込み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 下請負業者名 | 工事内容 | 金　額 |
|  |  |  |
| 合　　計 | |  |

　３　連絡体制

　　　配置技術者の緊急連絡先

　　　受注者の代表者の緊急連絡先